

越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

平成26年3月26日

告示第5号

改正 平成28年3月31日告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の違反行為に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び越谷・松伏水道企業団給水条例（昭和36年条例第5号）の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 施設課長は、指定事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

- 2 施設課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。
- 3 施設課長は、当該指定事業者からてん末書の提出を求めるとともに、指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書（第1号様式）を作成する。

(文書による注意等)

第4条 施設課長は、違反行為の内容を検討し、越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成10年越谷・松伏水道企業団規則第4号。以下「規程」という。）第8条の規定による指定の取消し又は第9条の規定による指定の効力の停止処分（以下「処分」という。）は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準に従い、文書

による注意、警告を行うことができる。

(処分に係る意見具申)

第5条 施設課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認められるときは、企業長に報告し、越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査会」という。）開催の要否について、意見を具申することができる。

(水道技術管理者等の意見)

第6条 審査会の委員長は、必要があると判断したときは、審査会に水道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第7条 企業長は、指定事業者が規程第8条各号のいずれかに該当し、同条の規定による指定の取消しが相当であると認めるときは、必要とあらば施設課長をして聴聞を主宰させるものとする。

- 2 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（第2号様式）により通知する。
- 3 聴聞を終結したときは、施設課長は、速やかに聴聞報告書（第3号様式）聴聞に係る調書及び処分案を作成し、企業長に報告する。
- 4 企業長は、指定事業者が規程第8条各号のいずれかに該当する場合であつて、規程第9条の規定により指定の取消しに替え、指定の効力の停止をすることが相当であると認めるときは、当該指定事業者に弁明の機会を与える。
- 5 弁明の機会を与える場合には、当該指定事業者に対して、弁明通知書（第4号様式）により通知する。
- 6 聴聞及び弁明の機会の付与に関する事務は、施設課長が行う。

(取消し等の通知)

第8条 企業長は、処分を決定した場合は、当該指定事業者に対し処分通知書（第5号様式）を作成し、当該処分の通知を行う。

2 企業長は、処分を行う場合は、規程第10条の規定に基づき公示を行う。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第9条 企業長は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

第10条 この要綱に定める違反行為に対する処分等の基準は、別表に定めるとおりとする。

附 則 (平成26年告示第5号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第6号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

	違反内容	処分内容	水道法	関係法令条文	越谷・松伏水道企業団 指定給水装置工事事業者規程
指定要件違反	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し	法第25条の11 第1項 第1号	法第25条の3 第1項第1号 施行規則第21条	第5条第1項第1号
	2. 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し		法第25条の3 第1項第2号 施行規則第20条	規程第5条第1項第2号
	3. 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者の宣告を受けたとき。	指定の取消し		法第25条の3 第1項第3号イ	規程第5条第1項第3号ア
	4. 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し		法第25条の3 第1項第3号ロ	規程第5条第1項第3号イ
	5. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し		法第25条の3 第1項第3号ハ	規程第5条第1項第3号ウ
	6. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。			法第25条の3 第1項第3号ニ	規程第5条第1項第3号エ
	①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消し 又は指定停止6月以下			
	②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。	指定の取消し 又は指定停止6月以下			
	③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定の取消し 又は指定停止3月以下			
	④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定の取消し 又は指定停止6月以下			
	⑤研修会の機会を確保しなかったとき。	文書注意			規程第13条第1項第4号 指定給水装置工事事業者の研修等に関する要綱第4条
⑥文書注意に従わないとき。	文書警告				
⑦文書警告に従わないとき。	指定の取消し 又は指定停止3月以下				
⑧その他の違反行為 (主に企業長の承認を受けないで工事を施工したとき 又は工事完成後企業長の検査を受けないとき。)	指定の取消し 又は指定停止6月以下				
給水装置工事主任 技術者選任等義務 違反	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し	法第25条の11 第1項 第2号	法第25条の4 第1項 施行規則第21条 第1項	規程第12条第1項 第2項
	2. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定の取消し 又は指定停止3月以下		法第25条の4 第1項 第2項	規程第12条第4項
届出義務違反	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	法第25条の11 第1項 第3号	法第25条の7 施行規則第34条	規程第7条第1項
	2. 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し		法第25条の7 施行規則第35条	規程第7条第3項

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

	違反内容	処分内容	水道法	関係法令条文	越谷・松伏水道企業団 指定給水装置工事事業者規程
事業の運営基準 違反	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。		法第25条の11 第1項 第4号	法第25条の8 施行規則第36条 第1項第1号	規定第13条第1項第1号
	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止1月以下		法第25条の8 施行規則第36条 第1項第2号	規定第13条第1項第2号
	3. 企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定の取消し 又は指定停止6月以下		法第25条の8 施行規則第36条 第1項第3号	規定第13条第1項第3号
	4. 水道法施行令第5条並びに条例施行規則第4条及び第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の取消し 又は指定停止6月以下		法第25条の8 施行規則第36条 第1項第5号イ	規定第13条第1項第5号ア
	5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の取消し 又は指定停止3月以下		法第25条の8 施行規則第36条 第1項第5号ロ	規定第13条第1項第5号イ
	6. 指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定の取消し 又は指定停止3月以下		法第25条の8 施行規則第36条 第1項第6号	規定第13条第1項第6号
工事施行に関する 義務違反	1. 給水装置の検査の際、企業長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定の取消し 又は指定停止3月以下	法第25条の11 第1項 第5号	法第25条の9	規定第17条第1項
	2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定の取消し 又は指定停止3月以下			規定第18条第1項
	3. 施工した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	指定の取消し 又は指定停止6月以下			法第25条の11 第1項 第7号
不正申請	1. 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定の取消し	法第25条の11 第1項 第8号		規定第8条第1項第1号

法:水道法
 施行規則:水道法施行規則
 規程:越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者規程

第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

越谷・松伏水道企業団 企業長 様

施設課長

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書

越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者規程第5条により指定を受けた指定給水装置工事事業者が、同規程第8条に該当する行為を行ったので下記の通り報告します。

記

対象となる指定給水装置工事事業者	
指 定 番 号	第 号
名 称 又 は 氏 名	
代 表 者 氏 名	
行為のあった日	平成 年 月 日
行為の内容（工事の場所、行為の概要、是正措置の内容など）	
添付資料（てん末書、関係図面、関係資料など）	

第2号様式（第7条関係）

水 企 施 第 号
平成 年 月 日

指定第 号

様

越谷・松伏水道企業団
企業長

聴 聞 通 知 書

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書第 号の内容及び、越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第7条第2項により、聴聞を行うため通知する。

1 聴聞を受ける指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指 定 番 号 第 号

名称又は氏名

所 在 地

代 表 者

2 聴聞の対象となる行為

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書第 号（平成 年
月 日）の行為について聴聞を行う。

3 聴聞の日時 平成 年 月 日 時 分より

4 聴聞を行う場所及び事務を所掌する課

越谷・松伏水道企業団

越谷市越ヶ谷三丁目5番22号

施設課

第3号様式（第7条関係）

水 企 施 第 号
平成 年 月 日

越谷・松伏水道企業団 企業長 様

施設課長

聴 聞 報 告 書

越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第7条により、聴聞を行ったので報告します。

1 聴聞を行った指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指 定 番 号 第 号

名称又は氏名

所 在 地

代 表 者

2 聴聞の日時 平成 年 月 日

3 聴聞の場所 越谷・松伏水道企業団内

4 出席者

5 聴聞の内容

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書 第 号による。

6 聴聞調書及び処分案 別添

第4号様式（第7条関係）

水 企 施 第 号
平成 年 月 日

指定第 号

様

越谷・松伏水道企業団
企業長

弁 明 通 知 書

越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第7条により、指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書第 号の内容について弁明の機会を付与する。

なお、弁明は口頭での弁明を認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。また、弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

1 対象となる違反行為

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書
第 号（平成 年 月 日）

2 対象となる指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指 定 番 号 第 号

名称又は氏名

代 表 者

所 在 地

3 弁明書の提出期限及び提供先又は口頭による弁明を行う日時及び場所

日 時 平成 年 月 日

場 所 越谷・松伏水道企業団

越谷市越ヶ谷三丁目5番22号

提出先 施設課

第5号様式（第8条関係）（表）

平成 年 月 日

指定第 号

様

越谷・松伏水道企業団
企業長

処 分 通 知 書

越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条により、処分を通知する。

1 処分の内容

2 処分を受ける指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指 定 番 号 第 号

名称又は氏名

代 表 者

所 在 地

3 処分の対象となる行為

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書

第 号（平成 年 月 日）

第5号様式（第8条関係）（裏）

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、越谷・松伏水道企業団を被告として(訴訟において越谷・松伏水道企業団を代表する者は企業長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。